

4 障害者総合支援法による福祉サービス利用について

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法を改正し、平成 25 年 4 月より施行された障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の理念にのっとりそれまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めたものです。

I 利用できる方

次のいずれかを満たす方

- ① 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- ② 自立支援医療の受給者証をお持ちの方
- ③ 診断書等により精神障害の診断を受けている方（発達障害、高次脳機能障害含む）
- ④ 地域支援室や児童相談所で知的障害の判定や評価を受けている方
- ⑤ 難病という診断を受けている方、または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害支援区分が 1 以上の方

II サービス利用の流れ

① 相談

お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係にて、利用したいサービスや困っていることなどをご相談ください。相談内容によって障害者総合支援法による手続きが必要な場合は、「申請書・サービス利用意向申出書」の作成支援を行います。相談、申請書作成などの支援については、費用負担はありません。

② 申請

必要書類を揃えて、お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課に提出します。

③ 障害支援区分認定調査

障害支援区分認定のために、訪問調査を受けていただきます。調査には市職員、または市から委託を受けた障害者相談支援センターの調査員が訪問し実施します。別途、医師の意見書を作成するために、医療機関に受診していただくこともあります。

④ 障害支援区分認定審査会

各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において審査会を実施します。認定調査結果や主治医の意見書などをもとに、障害支援区分の判定等を行います。

- ※ 障害支援区分は、区分 1～6 に分かれています（「非該当」の場合があります）。
- ※ 訓練等給付の申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ、または食事等の介護を伴う場合を除く）の場合は行いません。

⑤ サービス等利用計画書の作成



指定特定相談支援事業者等が計画相談支援の上、サービス等利用計画書の作成を行います。なお、申請者やそのご家族、支援者が「セルフプラン」を作成することもできます。なお、⑥の支給決定において、支給量、支給内容を変更する場合は、前もってサービス利用計画等の変更が必要です。

⑥ 支給決定・受給者証の交付



各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、サービス利用計画書に基づき、サービス種類ごとに支給量などを支給決定し、「障害福祉サービス受給者証」等を交付します。

⑦ 契約



サービス事業者と契約して、サービスを利用します。その際、「障害福祉サービス受給者証」等を提示してください。

⑧ サービスの利用・利用者負担金の支払い

サービス利用後、利用者負担金を事業者に支払います。

※ サービスを利用する場合は、かかった費用の1割をご負担いただきます。また、世帯の所得等により負担する金額の上限額が定められていますので、詳細については、お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課までお尋ねください。

Ⅲ 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P85 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】

